

インフルエンザによる出席停止と治癒証明書について

お子様がインフルエンザに感染した場合、感染の拡大防止のために出席停止となりますので、医師の指示に従い自宅で休養してください。この期間については出席停止扱いとなり、欠席日数には含まれません。

治癒後の登校許可については、医師による「治癒証明書」の提出を条件としていましたが、「治癒証明書」に代えて、「インフルエンザ罹患証明書」でも構わないことにします。治癒後最初の登校日に、「治癒証明書」または「インフルエンザ罹患証明書」のいずれかをご提出ください。

インフルエンザの治癒を医療的に証明することは難しいとされますが、正確な出席状況の確認と記録のためにご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、インフルエンザ以外の学校感染症については、従来通りの「学校感染症治癒証明書」をご提出ください。